

つくば市低炭素ガイドラインに基づく戸建住宅認定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく、市が推奨する低炭素対策を行った市内の建物に対して、ガイドラインに基づく先進的な低炭素戸建住宅であることの認定（以下「戸建住宅認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項で使用する用語は、ガイドラインで使用する用語の例による。

(戸建住宅認定の基準)

第3条 戸建住宅認定基準（以下「認定基準」という。）は、ガイドラインによるものとする。

(戸建住宅認定)

第4条 戸建住宅認定を受けようとする者は、つくば SMILe ハウス認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げるレベルの区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) レベル1 BELS 評価書、つくば環境スタイルサポーターズ会員証及び建築確認済証それぞれの写し

(2) レベル2 及びレベル3 BELS 評価書、つくば環境スタイルサポーターズ会員証、建築確認済証及び HEMS を確認できるカタログ等それぞれの写し

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査する。

3 審査の結果、当該申請に係る戸建住宅が認定基準に適合しているときは、市長は認定の決定を行い、申請者につくば SMILe ハウス認定証（様式第2号）を交付するものとする。

4 審査の結果、認定基準に適合していないときは、市長は不認定の決定を行い、申請者につくば SMILe ハウス不認定通知書（様式第3号）にて通知するものとする。

る。

(戸建住宅認定証の活用)

第5条 戸建住宅認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、戸建住宅認定を受けた住宅について、当該住宅が、市が推奨する低炭素住宅であることをPRすることができる。

(申請内容の変更)

第6条 認定者は、レベル基準に係わる変更があったときは、交付済み認定証と変更がわかる確認書類を添えて、つくばSMILeハウス認定に係る変更申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を確認する。

3 確認の結果、変更が認められるときは、市長は変更認定の決定を行い、当該申請をした者に対し、つくばSMILeハウス認定に係る変更決定通知書(様式第5号)にて通知するものとする。

(戸建住宅の実績報告)

第7条 レベル3の認定を受けた者は、事業完了後、次に掲げる書類を付して、つくばSMILeハウス実績報告書(様式第6号)に記入し、市長に報告するものとする。

(1) エネルギーモニタリングの記録・選択項目に係る認定書等

(認定の取消し)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、戸建住宅認定を取り消すことができる。

(1) 認定者から戸建住宅認定の取消しの申し入れがあったとき。

(2) 虚偽の申請その他戸建住宅認定を取り消すべき事由が生じたとき。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。